

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役社長 川合 尊

宮城県仙台市泉区明通三丁目5番
株式会社 NTK セラテック
代表取締役社長 堀田 諭史

日本特殊陶業株式会社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社 NTK セラテック（以下「承継会社」といいます。）とは、2024年1月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。よって、ここに本吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。また、承継会社においては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割となります。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条各号に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項

イ 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となりますので、分割会社の株主は本吸収分割の差止めを請求することは出来ず、該当事項はありません。

ロ 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

分割会社は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第785条第1項第2号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じず、同条の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

分割会社は、同社から承継会社に承継される債務について重畳的債務引受を行い、当該債務に関する債権者は本吸収分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項

イ 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対し、本吸収分割をやめることを請求した承継会社の株主はいませんでした。

ロ 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、令和 6 年 2 月 16 日付の官報及び同日付の電子公告により、承継会社の債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

承継会社は、効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、吸収分割契約書の定めに従い、分割会社が圧電セラミック関連製品の販売事業等に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 301 百万円、負債の額は 35 百万円（いずれも概算値）です。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2024 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下、「労働契約承継法」といいます。）等に基づく手続

分割会社は、労働契約承継法等の規定に基づき、労働者との協議、労働者及び労働組合に対する本件分割に関する通知等の必要な手続きを行いました。労働者からの異議の申し出はありませんでした。

以上